

令和8年度とやま呉西圏域調査研究事業 募集要項

1 事業の目的

平成28年10月に締結された「とやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約」を踏まえ、人口減少・少子高齢社会においても、活力ある社会経済を維持するため、大学等が本圏域をフィールドとして実施する地域課題解決に資する調査研究に対し、補助金交付により支援を行うもの。

2 補助対象者

調査研究を行う高等教育機関に所属する教員

3 対象事業

本圏域をフィールドとして、以下の3分野の広域的な課題のいずれか及び呉西圏域6市に共通する地域課題のいずれかの解決に資する調査研究（呉西圏域6市から提示する地域課題は別紙資料参照）

ただし、国、地方公共団体、公益法人等（公益法人以外の民間団体を除く。）からの補助交付を受けている場合は対象外とする。

- (1) 圏域全体の経済成長のけん引に関するもの
（産業振興、観光振興の分野など）
- (2) 高次の都市機能の集積・強化に関するもの
（高度医療、広域的公共交通政策の分野など）
- (3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関するもの
（地域医療、福祉政策、地域振興、雇用創出、災害対策、環境政策、行財政改革の分野など）

4 調査研究の期間

補助の対象となる調査研究事業の期間は、補助金の交付決定のあった日から令和9年3月15日まで。

また、複数年度（2か年度）にまたがる調査研究も対象となるが、次年度の補助を保証するものではない。次年度も補助を受けるためには、改めて交付申請し、補助対象事業として採択される必要がある。

5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、以下のとおり。

経 費	内 容
消耗品等	消耗品の購入に係る経費（1件1万円未満のもの）
謝 金	外部講師の招へい等に係る経費
旅 費	移動に要する経費（外部講師含む）
会議費	印刷、会場借り上げ等に係る経費
その他経費	その他市長が必要と認める経費

なお、調査研究内容に応じて呉西圏域6市への協力依頼等が発生する場合は、その内容を研究概要に記載すること。

6 補助金額

会計年度ごとに1調査研究当たり、50万円を限度とし全額補助する。

（ただし、補助金額に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨て。）

7 申請手続き

(1) 受付期間 令和8年4月20日(月)～5月22日(金)

(2) 提出方法

別紙様式を用いて申請書類を作成することとし、「とやま呉西圏域ホームページ」又は「射水市ホームページ」から様式をダウンロードし、大学の事務局経由でメールにより提出すること。

(3) 提出先 射水市企画管理部未来創造課 mirai@city.imizu.lg.jp

(4) 各種様式は、押印不要。

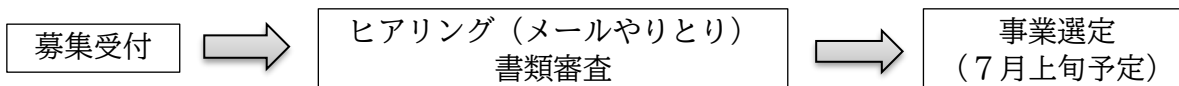
8 審査項目

下記の4つの観点に基づき呉西圏域6市による審査を行い、採点は各観点それぞれ5点満点とし、0.5点単位で1.0点から5.0点までの9段階で採点する。

研究テーマの目的	呉西圏域の課題を的確に捉えているか、従来にはない新しい視点の有無、目的の明確性、実現可能性など。
研究計画	研究内容に関する知見、スケジュールの具体性、組織体制、経費の積算の適切性など。
広域性・公益性	研究内容が広域にわたり、広く圏域の住民に還元できるかなど。
研究成果の活用見込	研究成果が実際に活用されることが期待できるか、IoT・AI、5G等未来技術を活用した課題解決が期待できるかなど。

9 補助対象事業の選定

補助金交付申請書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施した後、呉西圏域6市による書類審査を踏まえて補助対象事業を選定する。



10 補助対象事業の進め方

補助対象事業に選定された調査研究者は、調査研究の開始前に選択した地域課題の提案市との協議を実施し、両者の考えをすり合わせた上で調査研究を行うこと。なお、協議を踏まえて調査研究の内容を一部変更しても差し支えない。

また、補助対象事業の実施にあたり、地域課題の提案市は可能な範囲で調査研究者から相談に応じて伴走支援を行う。

11 補助金の概算払い

補助事業者から概算払い請求があったときは、当該請求額を概算払いにより交付する。

12 実績報告

補助事業者は、補助事業完了後、30日を経過した日又は令和9年3月31日までのいずれか早い日までに、次の書類を提出すること。

(1) 調査研究事業実績報告書(様式第8号)

(2) 調査研究実績報告書(様式第9号)

(3) 収支決算書(様式第10号)

(4) 調査研究事業に係る領収書の写し など

13 事業報告会の開催

とやま呉西圏域6市の関係職員を対象とした事業報告会を対面形式により令和9年2月に開催し、補助事業者から調査研究事業の成果等を報告していただく。

なお、調査研究期間は令和9年3月15日までとしているため、一旦報告会時点における事業成果を報告いただき、最終的な調査研究成果は実績報告書によるものとする。

14 補助金の支払い

補助事業者が提出した実績報告書等の内容を審査し、交付の要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

なお、概算払いなどにより補助金が過大に交付されている場合は、補助金の額の確定額との差額を返還することとなる。

15 問合せ先

〒939-0294 射水市新開発 410-1 射水市企画管理部未来創造課

TEL：0766-51-6614 E-mail：mirai@city.imizu.lg.jp